

○ 家畜伝染病予防法又は牛海綿状脳症対策特別措置法に規定する各種義務と学術研究機関の指定に係る除外規定の対照表

法	法律上の義務	学術研究機関の指定に係る除外規定 (農林水産省令で規定)	学術研究機関の指定申請の対象となる場合
家畜伝染病予防法	第4条（伝染性疾病の届出義務）	第3条第4号	届出伝染病の病原体のその対象家畜への使用
	第13条（患畜等の届出義務）	第23条第5号	腐蛆病を除く家畜伝染病の病原体のその対象家畜への使用
	第13条の2（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務）	第26条の2第5号	監視伝染病の病原体の牛、水牛、めん羊、山羊、豚、いのしし、鹿、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥への使用
	第16条（と殺の義務）	第28条第5号	牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの病原体のその対象家畜への使用
	第18条（と殺の届出）	第29条第5号	腐蛆病を除く家畜伝染病の病原体のその対象家畜への使用
	第23条（汚染物品の焼却等の義務）	第31条第5号	家畜伝染病の病原体のその対象家畜への使用
	第25条（畜舎等の消毒の義務）	第33条第5号	家きんサルモネラ感染症及び腐蛆病を除く家畜伝染病の病原体のその対象家畜への使用
牛海綿状脳症 対策特別措置法	第6条（死亡した牛の届出及び検査）	第2条第5号	監視伝染病の病原体の48ヶ月齢以上の牛への使用

注意 1 家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体については法令の所持規制により規制されるため、これらの病原体に起因する疾病については学術研究機関の指定の対象疾病とならない。

2 学術研究機関の指定の申請を行うに当たっては、表の「学術研究機関の指定申請の対象となる場合」の欄の学術研究を行う場合に、表の「学術研究機関の指定に係る除外規定（農林水産省令で規定）」の欄の条項を申請書に記載すること。